

平成29年度 野田市立こだま学園指定管理者管理運営状況調書
担当課 障がい者支援課

評価基準	評価項目	指定管理者 自己評価	担当課評価	特記事項
利用者の平等利用の確保	① 利用者の平等利用の確保の取組	B	B	
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	①施設の利用促進（利用者増）の取組	B	B	
	②ニーズ把握、サービス向上の取組	B	B	
	③利用者の人権の擁護、虐待の防止の方策の取組	B	B	
有効な通所支援の提供が図られていること	①通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援）のための取組	B	A	保育所等訪問支援の延長で、小学校等からの要請により支援を行ったため
有効な相談事業の提供が図られていること	①障害児相談支援のための取組	B	B	
個人情報の適切な保護が図られていること	①個人情報保護のための取組	B	B	
緊急時の危機管理体制が確立されていること	①施設の安全管理についての取組	B	B	
	②緊急時の危機管理のための取組	B	B	
	③利用者の要望及び苦情への対応のための取組	B	C	障がい者支援課へ報告がされていないため
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われること	①現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための取組	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	①指定管理に係る経費の収支見込について	B	B	
	②管理経費縮減のための取組	B	B	
地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮	① 地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮の取組	B	B	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力の確保を有していること	①職員配置及び職員の指揮監督の管理体制	B	B	
	②人材育成の方策	B	B	

総合所見

当該施設は、平成 27 年度から社会福祉法人は一とふるが、指定管理業務を運営している。福祉型児童発達支援センターとして、知的障がいや発達障がい等の児童を対象とした児童発達支援の他、保育所等訪問支援と障害児相談支援を提供している。

療育支援では、利用者の障がい特性を尊重した個別支援計画を作成し、個別化した療育を継続的に進めるとともに、保護者とは日々の連絡帳により情報共有やニーズを把握し、効果的な療育を実施することができている。

また、保育所等訪問支援事業の延長として、こだま学園契約児童以外であっても、小学校等からアドバイスを求められた場合は、訪問して、教職員に児童への接し方等について助言等を行い、義務教育への支援を行った。このため、通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援）のための取組についての項目は、担当課評価を A とした。

しかし、事故等の対応状況で記載されたものについて、市へ報告されていない事案があった。このため、利用者の要望及び苦情への対応のための取組についての項目は、担当課評価を C とした。今年度より、毎月の月例報告提出時に、指定管理者担当者と協議をしているが、報告が徹底されていないため、今後は指定管理者で解決できた案件であった場合でも市へ報告するよう、指定管理者への指導を徹底する。

収支状況について、予算額と決算見込額に大きな差があるものとして、人件費の非常勤職員給与が増額しているが、保育士等の処遇改善のため賃金単価が上昇したことによるものである。

運営については、指定管理者制度導入から 3 年目となるため、全般的に安定してきているため、引き続き指定管理者と連携して、支援の向上を図っていきたい。

なお、社会福祉法人は一とふるの経営状況について、28 年分の事業活動収支計算書（損益計算書）で確認すると、法人全体の経営収支差額が、約 55,605 千円のプラスとなっていることから経営が安定している。